

## 新型コロナウイルス感染防止対策に係る「湯前町の警戒区分と判断基準」(令和2年12月～)

この表は、湯前町における統一した目安です。国や都道府県が示す警戒レベルとは異なります。

警戒を発する基準を設定することで、感染拡大防止に向けた対策の徹底や町民への早期の警戒を呼び掛けるものです。

あくまでも目安であり、これ以上の爆発的な感染拡大や、国や県による緊急事態宣言等が発令された場合には、本表にかかわらず総合的に判断し、実施する内容を検討のうえ協力を要請することがあります。

リスクレベル 警戒区分	判断基準	町民への要請等	町有施設等	その他
レベル5 特別警報	①緊急事態宣言が発令され、対象区域に指定されたとき または ②町内または隣接した町村で集団感染が発生、もしくは感染の広がりが認められる場合	レベル4の対策に加え ●外出自粛要請 ●全ての催事等の臨時休止	町有施設の閉鎖	
レベル4 警報	町内または隣接した町村で新規感染者が発生	レベル3の対策に加え ●不要不急の外出自粛要請 ●県外等への移動自粛要請 ●全ての催事等の自粛要請	町有施設の閉鎖等の検討 町行事の中止等の検討	
レベル3 特別警戒	郡市内で新規感染者が発生	レベル2の対策に加え ●休日・夜間の不要不急の外出自粛要請 ●感染拡大リスクを高める3つの密が重なる催事等の自粛要請	町有施設の制限等の検討 町行事の制限等の検討	
レベル2 警戒	郡市内で新規感染者が未発生だが、発生の可能性が大である	レベル1の対策に加え ●感染が拡大している都市、地域、国から帰られた人、来町された人へ行動の自粛を要請	町有施設使用に伴う衛生対策の徹底	
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生かつ ②郡市内では新規感染者が未発生	●3つの条件(密閉、密集、密接)が重なる感染拡大リスクが高い活動や催事において、まん延防止対策を行う ●手洗いや相談窓口、行動変容に向けた広報啓発	町有施設は使用可	
正常	国内で新規感染者が確認されていない	●通常の感染症予防活動		